（絵画の部）

上欄 名称及び員数	指定告示	中欄 名称及び員数	下欄 名称及び員数	所有者	所有者の住所
旧慈門院障壁画彭城百川筆 宝暦元年四月の年記がある　三十七面 紙本著色天台岳中石橋図　襖貼付六 紙本墨画芭蕉太湖石図　襖貼付六 紙本墨画梅図　襖貼付八 紙本墨画蘭太湖石図　襖貼付四 紙本淡彩山水図床貼付三、襖貼付一 壁貼付一 紙本墨画雪竹図　襖貼付八	昭和五十四年文部省告示第百十四号	紙本著色草花図腰障子貼付四　四面	旧慈門院障壁画彭城百川筆 宝暦元年四月の年記がある　四十一面 紙本著色天台岳中石橋図　襖貼付六 紙本墨画芭蕉太湖石図　襖貼付六 紙本墨画梅図襖貼付四 戸襖貼付四 紙本墨画蘭太湖石図　襖貼付四 紙本淡彩山水図床貼付三、戸襖貼付一 壁貼付一 紙本墨画雪竹図　襖貼付八 紙本著色草花図　腰障子貼付四	陶原全弘	奈良県桜井市大字多武峰三一六

○文部科学省告示第百八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財に同表中欄に掲げる有形文化財を追加し、同表下欄のように重要文化財に指定する。

平成二十三年六月二十七日

文部科学大臣　髙木　義明

（彫刻の部）

上欄 名称及び員数	指定告示	中欄 名称及び員数	下欄 名称及び員数	所有者	所有者の住所
木造聖観音立像　一軀 光背裏に貞応元年九月、勧進僧良真、仏師近江講師経円等の銘がある 木造地蔵菩薩立像　一軀 像底に貞応三年十一月、願主藤原吉景等の銘がある	平成十七年文部科学省告示第八十八号	銅造菩薩立像（聖観音像々内納入）　一軀	木造聖観音立像　一軀 光背裏に貞応元年九月、勧進僧良真、仏師近江講師経円等の銘がある 木造地蔵菩薩立像　一軀 像底に貞応三年十一月、願主藤原吉景等の銘がある 附　銅造菩薩立像（聖観音像々内納入）　一軀	宗教法人仏心寺	滋賀県愛知郡愛荘町岩倉六六三

○文部科学省告示第百九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財に同表中欄に掲げる有形文化財を追加し、同表下欄のように重要文化財に指定する。

平成二十三年六月二十七日

文部科学大臣　髙木　義明

（工芸品の部）

上欄 名称及び員数	指定告示	中欄 名称及び員数	下欄 名称及び員数	所有者	所有者の住所
法会所用具類　三十九点 舞楽水引　六枚 蛮絵袍　二枚 舎利会装束　衣二領、袴二腰 舎利会装束　二組 康元二年三月日在銘	昭和二十八年文化財保護委員会告示第六十号	水引残闕　一枚 蛮絵袍　三領 舎利会装束　大帷　二領 康元二年三月日在銘 舎利会装束　袴　一腰	法会所用具類 一、水引残闕共　六枚 一、蛮絵袍　五領 一、舎利会装束大帷 康元二年三月日在銘　六領	宗教法人教王護国寺	京都府京都市南区九条町一